

2 住まい (住宅)

1 住宅を建築するときは

(1) 信州健康ゼロエネ住宅助成金 (新築への助成)

「信州健康ゼロエネ住宅指針」に適合する、高い断熱性能等を有し、県産木材を活用した新築住宅に対して助成します。

<助成対象者・住宅等>

対象者	県内に自己居住用の住宅を新築する方	
対象住宅 ※右表の基準を満たす木造住宅 (基本要件は必須)	基本要件	○ゼロエネ住宅指針の「最低基準」に適合 ・外皮性能 ^{※1} (U _A 値) 4地域:0.5以下(W/m ² ・K) ・一次エネルギー消費量 基準値から2割以上削減 ・太陽光発電設備等 ^{※2} 原則設置 ・県産木材使用 3 m ³ 以上または仕上材30 m ² 以上 ・耐震性能 壁量 1.25 倍
	加算要件	① 外皮性能 ^{※1} (U _A 値) 4地域:0.34以下又は0.23以下(W/m ² ・K) ② 県産木材を使用 6割相当又は8割相当 ③ 再生可能エネルギー設備導入(太陽熱利用設備又は蓄電池) ④ 伝統技能の活用 ⑤ 県が定めるゼロエネルギー達成 ^{※3}
助成額	最大150万円(80万円 ^{※4})	
	基本額	50万円(40万円 ^{※4})
	加算額	①20万円又は40万円 ②10万円又は20万円 ③及び④ 各10万円 ⑤20万円
窓口	県庁建築住宅課(電話番号 026-235-7339、FAX 026-235-7479)、 建設事務所建築担当課	

※1 省エネ地域区分による(県内2地域から5地域)

※2 木質バイオマス暖房設備(薪ストーブ等)を含む

※3 木質バイオマス暖房設備を一次エネルギー消費量計算に反映

※4 太陽光発電設備等を設置しない場合

(2) 信州健康ゼロエネ住宅助成金（リフォームへの助成）

ゼロエネに資する省エネルギー化リフォーム工事費の一部を助成します。

<助成対象者、金額等>

対象者	県内に居住している方又は県外から県内に移住される方		
区分	大規模改修	部分改修	
必須要件	ゼロエネ住宅指針の「最低基準」に適合（外皮性能・一次エネ）	次のいずれかの改修 ・浴室及び脱衣室又は寝室の断熱改修 ・全ての外窓改修	
助成額	対象工事費の20%		
	最大	100万円	50万円
助成対象となる工事	断熱改修、自然エネルギー設備導入（太陽光・蓄電池除く）、バリアフリー、県産木材使用、伝統技能		
窓口	県庁建築住宅課（電話番号026-235-7339、FAX 026-235-7479）、建設事務所建築担当課		

2 住宅を改良するときは



身体障がいのある方が日常生活の一部を自力で行えるよう、浴室、台所、便所、洗面所等を整備改善する場合に補助します。

<利用できる者等>

利用できる者	65歳未満の身体障がい者（身体障害者手帳1～6級所持者）のいる世帯であって、前年の所得税額の合算額が8万円以下の世帯。ただし、身体障害者手帳4～6級所持者については、独居者又は常時介護する者がいない方。
補助限度	70万円と上記に規定する対象経費とを比較していずれか少ない額
自己負担額	補助限度額の10分の1（千円未満切り上げ）
窓口	市町村障がい福祉担当課（中核市を除く）

3 住宅を改修したときは

ア 住宅ローン等で自己が所有する居住の用に供している家屋について、下記のいずれかのバリアフリー改修工事を含む増改築等を行った場合、一定の要件に当てはまれば、住宅借入金等特別控除又は特定増改築等住宅借入金等特別控除のどちらかの控除を受けることができます。住宅借入金等特別控除を受けた場合には、所得税から控除しきれなかった控除額は、住民税から控除（限度額があります。）されます。なお、特定増改築等を行った場合は、住民税から控除されません。

イ 自己の所有する家屋について、下記のいずれかのバリアフリー改修工事を行った場合、住宅特定改修特別税額控除を受けることができます。

※ 上記ア、イの要件のいずれにも該当する方は、選択によりいずれか一つの控除の適用を受けることになります。

<対象工事>

以下の①～⑧のいずれかに当てはまるバリアフリー改修工事を含む増改築等で、その当てはまることについて申請により建築士等が発行する「増改築等工事証明書」により証明がなされたものであること。

- ①通路又は出入口の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室改良 ④便所改良 ⑤手すりの取付
⑥床の段差の解消 ⑦出入口の戸の改良 ⑧床材の取替

<控除額の算出方法>

	住宅借入金等特別控除	特定増改築等住宅借入金等特別控除	バリアフリー改修工事等に係る住宅特定改修特別税額控除
控除額	$A \times 1\%$	$B \times 2\% + (A - B) \times 1\%$	バリアフリー改修工事等に係る標準的な費用の額 $\times 10\%$
控除の最高額 (注1)	40万円	12万5千円	20万円
控除期間	10年間 (13年間) (注2)	5年間	1年間
住宅ローンの返済期間の要件	10年以上	5年以上 (住宅金融支援機構からの借入金の場合は死亡時に一括で返済するものを含む。)	—
改修工事費用の要件 (注3)	100万円超	バリアフリー改修工事等の工事費用が50万円超	バリアフリー改修工事等に係る標準的な費用の額が50万円超

A=住宅ローン等の年末残高

B=バリアフリー改修工事等の工事費用の合計額に係る住宅ローン等の年末残高

注1 改修工事の費用の額に含まれる消費税等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合の最高額

注2 特別特定取得（住宅の取得価額に含まれる消費税額等が10%である場合）に該当し、令和2年12月1日から令和3年11月30日までの間に契約し、令和4年12月31日までに居住の用に供した場合は、居住11年目から13年目まで住宅借入金等特別控除を別途計算により控除することができます。

注3 改修工事の費用に関し補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得資金の贈与の特例を受ける場合は、その額を差し引きます。

※上記にあわせ固定資産税の減額措置も受けられます（市町村税務担当課）

住宅特定改修特別税額控除が利用できる方（右のいずれかに該当）	①50歳以上の者 ②介護保険法に規定する要介護又は要支援の認定を受けている者 ③所得税法上の障害者である者 ④高齢者等（②もしくは③に該当する方または年齢が65歳以上である方）である親族と同居を常況としている者 ※同居の判定は、居住年の12月31日の現況によります。
窓 口	税務署

4 県営住宅へ入居するには



<入居資格>

- ・世帯の収入月額が21万4千円以下であること
（収入とは、公営住宅法施行令の定めにより算出した額です。以下に同じ。）
- ・持ち家がないなど、住宅にお困りであること
- ・暴力団員でないこと

障がいをお持ちの方で日常生活上支障のない方は、単身での入居が可能です。

<優先入居>

下記世帯は県営住宅の入居にあたり、入居者の決定が抽選によることとなった場合、抽選回数を2回とする優先入居の対象となります。

<優先入居対象世帯>

申込者本人又は同居する親族に、以下の障がい程度に該当する者がいる世帯

区分	障がいの程度	
申込者 又は 同居親族	身体障がい	1級・2級・3級・4級
	知的障がい	A1・A2・B1
	精神障がい	1級・2級

<その他>

家賃の減免	収入月額が県の規則で定める一定の基準以下の場合、家賃減免の対象となります。 減免額：家賃の3分の1又は2分の1の額
その他	常時車いすを使用している方向け仕様の特定目的住宅（身体障がい者向け住宅）があります。
窓 口	建設事務所建築担当課、長野県住宅供給公社
備 考	市町村にも同様の制度がある場合があります。 市町村公営住宅担当課へご相談ください。

5 グループホームを利用するには



地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、共同生活住居において食事、入浴、排せつ等の介護、相談その他日常生活上の援助を行います。

利用者負担	<p>ア 所得に応じて負担額が異なります。詳しくは市町村にお問い合わせください。</p> <p>イ 事業者が利用者から徴収できる経費として、次の費用があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃 ・食材料費 ・光熱水費 ・日用品費等 <p>※ 生活保護又は低所得の世帯の場合、月額1万円を限度として家賃助成があります。</p>
施設の所在地等	<p>長野県公式ホームページに社会福祉施設名簿を掲載しています。</p> <p>ホーム>健康・医療・福祉>福祉一般>社会福祉法人・施設 >社会福祉施設名簿</p>
窓口	市町村障がい福祉担当課